

新宿区立区民ホール（四谷・牛込笹笥・角筈）利用規約

2017年4月1日

◇利用承認書

ホールご利用当日に利用承認書をお持ち頂きホール担当者に提示下さい、利用承認書の再交付は出来ません。利用承認書の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出て下さい。

◇利用権の譲渡等の禁止

利用承認を受けた施設や附帯設備等の利用権を譲渡したり、転貸したりする事は出来ません。

◇利用料金のお支払い

ホール利用料は基本的には申請時に現金でのお支払いとなりますが、振込みを希望されるお客様は指定期日までに指定口座に振込みをお願いします。

期日までに振込みを行えない場合は、ご利用のホール事務所までご連絡下さい。

※振込みの場合、利用承認書は約1ヶ月前の打合せ時にお渡しいたします。

◇利用の取消

利用の取消をされる場合は取消申請の手続きが必要となります、**利用開始日の14日前までに事前連絡のうえ**ご利用のホール事務所へおいで下さい。確認のため**利用承認書もしくは振込依頼書**をご持参ください。

利用料金の7割をお客様ご指定の口座に振込ませて頂きます。

※一度お支払い頂きました利用料金に関しましては、**取消手数料（利用料金の3割）**が発生します。

※お申し込みの際、ホール利用申請書類を作成した時点でご利用確定となります。

※ホール抽選会においてはご利用日時を記入した申請書をお渡しした時点でご利用確定となります。

振込み入金の場合、入金前は仮押さえということではございません。

利用確定以降はご入金前でもキャンセルされる場合は**取消手数料（利用料金の3割）**をご請求させていただきます。予めご注意のうえご了承下さい。

※取消の場合はすべて、ご利用のホール事務所にてキャンセルの手続きが必要となります。

◇利用日等の変更

利用日等を変更ご希望の場合は、利用日の14日前までに変更の申請をして頂き承認を受けて下さい。尚変更に関しましては下記の事項にご注意下さい。

- ① 変更の手続きは、1件の申請につき1回限りとさせていただきます。（同月内に限る）
- ② 利用予定日の翌月以降への変更は行えません。
- ③ 変更後、利用料金が変更前の利用料金を超える場合は、その差額をお支払い下さい。

◇楽屋・附帯設備利用料金等追加分の精算

楽屋・附帯設備利用料金等、追加で発生したものにつきましては、ご利用当日に現金でお支払い頂くか利用後3日以内に指定の口座にお振込み下さい。

◇返金について

下記の場合に限り、利用料の一部または全額を返金いたします。

- ① 利用者の責任によらない事由で利用が出来なくなった場合・・・ 全額
- ② 利用日の14日前までに利用の取消を申請した場合・・・ 7割
- ③ 利用変更手続きにより変更後の利用料金が変更前の料金を下回る場合・・・ 差額の7割

◇各ホールでの事前打ち合わせ

ご利用日の1ヶ月前を目安に、ご利用のホール事務所に電話予約をされたうえでホールスタッフと催し物内容の事前打ち合わせを行って下さい。

事前打ち合わせはご利用の各ホール事務所にて行わせて頂きます。

下見をご希望の際は、ご利用のホール事務所に電話予約をして下さい。

他の利用者がホールを使用している時間は下見が出来ませんのでご注意下さい。

◇ホールの利用時間

- ① ホールの利用時間は事前準備・片付けの時間を含みます。
- ② ピアノご利用時に調律を希望される場合はホールの利用時間内での調律（約2時間）となります。
※ピアノの調律に関しては必ず事前にご相談下さい。
- ③ 宅配便等での荷物、資料、花等を送られる方は、ホールの利用日利用時間内をお願いいたします。
※利用時間外での荷物等の受け取りはいたしかねますのでご了承下さい。

◇現状復帰に関して

万が一、お客様の故意・過失などによって、ホール設備及び備品等が破損・汚損した場合は弁償・修理代等を請求させて頂く場合がございますのでご了承下さい。

◇駐車場に関して

荷物の搬入等、主催者用として無料でご利用頂けます。ホールの担当者と打ち合わせの際に申請して下さい。一般の来場者用の駐車場はございません。

四谷は5台、牛込笹笥は4台、角筈は3台までホール利用時間内に駐車する事が出来ます。

※各ホール車体のサイズに制限があります。ご注意ください。

◇その他、ご利用に際しての注意事項とお願い

- ① ポスターチラシ、チケット、案内状等を配布する場合はホールの電話番号を記載しないで下さい。
- ② ホール内で募金活動や書籍等物品の販売をする場合は利用料金が「入場料徴収あり」の金額となります。
- ③ 火気等を使用する場合は指定の消防署へ「禁止行為の解除承認申請」を行って下さい（四谷・牛込笹笥）
※角筈区民ホールでは火気等禁止行為を解除し使用することは出来ません。
- ④ ホール客席内は飲食禁止となっています。
- ⑤ ゴミのお持ち帰りをお願いしておりますので、ゴミ袋等をご用意下さい。
- ⑥ 演劇・ダンス・演奏会等の公演や発表会において、照明や音響の演出、舞台監督などが必要な場合は主催者様にて外部専門業者の手配をお願いいたします。

新宿区暴力団排除条例について（平成24年12月1日施行）

新宿区暴力団排除条例に基づき、区民ホール利用の目的・内容が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められる場合は、利用申請を承認しない、また既に承認済みの場合はその承認を取り消させていただきます。

◇ご不明な点はホールスタッフまでお気軽にご相談ください

お問い合わせ・受付時間は各ホールとも午前8時30分から午後7時までです。

四谷区民ホール	8階ホール事務所	TEL (03) 3351-2118
牛込笹笥区民ホール	1階ホール事務所	TEL (03) 3260-3421
角筈区民ホール	2階ホール事務所	TEL (03) 3377-1372